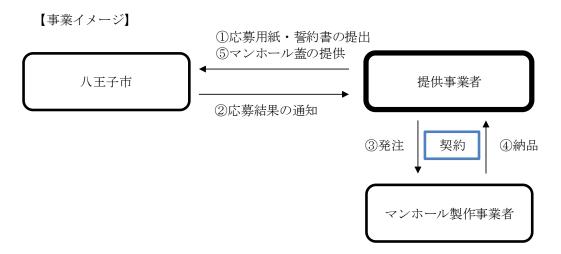
### デザインマンホール提供事業者募集要項

## 1 事業概要

喫煙者がマナーを守ることで、喫煙者と非喫煙者の共存を実現するため、包括連携協定を締結している東京造形大学の協力のもと、市内の主要駅周辺に設置する喫煙マナーを啓発するデザインマンホールを八王子市に提供いただける事業者(以下、「提供事業者」という。)を募集するものです。

デザインは本市が指定する中から選択していただき、提供事業者はデザインマンホール製作事業者 と製作に係る契約を取り交わす必要があります。



### 2 提供事業者の要件

提供事業者は以下の要件全てに適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本 市が提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 法人であること
- (2) 八王子市暴力団排除条例に抵触していないこと

### 3 マンホールのデザイン・製作

提供事業者は以下のデザインの中から選択してください。本デザインは東京造形大学の学生が制作 したもので、デザインの中に提供事業者名を入れることができます。(例:寄贈 (株)〇〇)



デザインへの提供事業者名の表示は、八王子市屋外広告物条例第 12 条の 2 及び屋外広告物条例施行規則第 12 条に基づきデザイン全体の 20 分の 1 以内となります。また、フォントはゴシックまたは丸ゴシックとなります。

本市において東京造形大学と調整のうえ、提供事業者へデータ (ai データ) でお渡ししますので、 本市が「性能規定書」に基づき指定したマンホール製作事業者と契約し、製作してください。

# 4 設置場所・枚数

### (1) 設置場所

原則、喫煙スポット及び喫煙スペース周辺地区

喫煙スポット:路上喫煙禁止地区(八王子駅、京王八王子駅、西八王子駅、高尾駅、南大沢駅) 喫煙スペース:八王子みなみ野駅、京王堀之内駅

設置場所は、道路整備等の状況により追加する可能性があります。

詳しい所在については以下のリンク先をご確認ください。

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/a002/p007184.html

### (2) 設置枚数

提供事業者が設置できる枚数の上限は、以下のとおりとします。

ア 本市内に本社(本店)、支社(支店)、事業所、

工場のいずれかがある提供事業者

3枚

イ それ以外の提供事業者

2枚

ただし、当該マンホールを設置して2か月が経過した提供事業者については、再度応募ができる ものとします。

#### 5 設置期間

原則、設置から2年間以上とします。ただし、マンホールや道路の劣化状況等により、設置期間が変更になる場合があります。

### 6 選考方法

先着順とします。

必要書類確認後、原則2週間以内に本市から応募結果に関するご連絡をいたします。

### 7 応募方法

以下の書類をホームページよりダウンロードして必要事項を記入し、八王子市環境部環境政策課へ メールで応募してください。

- (1) 応募用紙
- (2) 誓約書

※メールの件名に、【マンホールデザイン応募】と明記してください。

※応募用紙のファイル形式は EXCEL としてください。

# 8 その他

マンホール蓋の設置までの流れにつきましては、マンホール蓋の完成後、環境政策課に寄附申出書を提出していただき、環境政策課がマンホール蓋の受領後、寄附受領書を発行いたします。

# 9 お問い合わせ先

 $\mp 192-8501$ 

東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号 八王子市 環境部 環境政策課 計画推進担当 (電話) 042-620-7384

(メール) <u>b110400@city.hachioji.tokyo.jp</u>